

岐阜県野生生物保護管理事業実施要領

策定 平成24年3月23日 清流第771号
改正 平成25年3月21日 清流第591号
改正 平成25年6月24日 自然第225号
改正 平成26年4月1日 自然第57号
改正 平成27年4月1日 農村第69号、自然第73号

第1 趣旨

本事業は野生生物による農林業や生活環境への被害の軽減及び生態系の保全、外来鳥獣（アライグマ、ヌートリア等）による生態系への影響の防止を図ることを目的とし、事業の実施について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 対象事業

補助対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) ニホンジカの捕獲推進事業

① わな捕獲を中心とした捕獲体制のモデル事業

大量のくくりわな等を活用した地域住民の総出による捕獲の実施など、わな捕獲を中心とした新たな捕獲体制の整備

② 個体数調整捕獲事業

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）（以下「法」という。）第9条第1項の管理の目的のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的として行うニホンジカの捕獲（以下「個体数調整捕獲」という。）

③ 鳥獣捕獲等事業者育成事業

法第18条の2に定める鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者（以下「鳥獣捕獲等事業者」となるため、安全かつ効率的に捕獲するために必要な技能及び知識を有する捕獲従事者の育成

(2) アライグマ、ヌートリアを捕獲するためのオリ及び処理設備の購入事業

アライグマ、ヌートリアを捕獲するためのオリ及び捕獲後の個体を処理するための処理設備の整備

(3) 有害鳥獣捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

狩猟免許（第一種銃猟）所持者として、法第9条第1項の管理の目的のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として行う捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）等に従事する市町村職員の育成

第3 事業主体

要綱別表第1の補助事業者の欄に定める「団体等」は次のとおりとする。

(1) 県内に本社または本店、活動拠点をおいている法人（法人格を有すること。会社法人、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等法人格は問わない。）であつて、次の要件をすべて具備しているもの。（以下「法人」という。）

① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。

② 補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

③ 組織を運営する規則（会則等）を有すること。

④ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

⑤ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的とする団体等でないこと。

⑥ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(2) 県内に主たる活動拠点をおく団体であつて、第3(1)①から⑥の要件をすべて具備しているもの。（以下「団体」という。）

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1第1の3に基づき設置された協議会（以下「地域協議会」という。）

第4 補助対象経費等

補助対象者、補助対象経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

別表1

1 ニホンジカの捕獲推進事業

(1) わな捕獲を中心とした捕獲体制のモデル事業

事業主体	補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
市町村 地域協議会	<p>地域住民が、農林業被害や生活環境への被害の軽減を図るため、主体的にわな捕獲を行う体制を構築するために必要な経費に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（講師謝金） ・旅費（講師旅費、研修会等への参加旅費） ・役務費（切手、郵送料、保険料、振込手数料） ・需要費（消耗品、材料、書籍等の購入費（単価 50 千円未満）、各種資料等の印刷費） ・使用料等（会議室等の賃料、機器レンタル料等） ・備品購入費（単価 50 千円以上の物品の購入に係る経費） ・工事請負費（捕獲個体埋設穴設置工事） ・負担金（狩猟免許取得費、研修会等への参加費） <p>【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 1,200 千円/地区以内の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における事業実施者は地域住民とする。 ・捕獲体制の構成員は、地区（自治会）単位を基本とし、従事者、補助者及びその他の協力者を合わせて概ね 20 名程度以上とする。 ・講習会開催費、くくりわな、野生動物確認用センサーカメラ（SD カード、電池含む）、活動記録用デジタルカメラ（SD カード、電池含む）、捕獲個体埋設穴設置工事、狩猟免許取得（講習会受講費、手数料）、報告書作成等の費用を対象とする。 ・原則、汎用性の高い消耗品並びに備品は対象外とする。 ・備品は、事業終了後の扱いを明確にして、事業実施者である地域住民が責任を持って維持・管理を行うこと。

(2) 個体数調整捕獲事業

事業主体	補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
市町村	<p>①事業参加に対する報償費</p> <p>【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 5 千円/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業従事に拘束される時間が1日あたり4時間以上であること。 ・別表2により捕獲状況を確認すること。
	<p>②ニホンジカの捕獲報償費</p> <p>【補助率】 10/10 以内で予算の範囲内の額 10 千円/頭</p>	
	<p>③捕獲事業に必要な物品を購入するための消耗品費</p> <p>【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 200 千円以内の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保、住民への周知に必要なわな表示プレート、腕章、ベストや捕獲位置確認や加害獣確認に使用する目的の GPS 機能付きや赤外線撮影が可能なデジタルカメラ等の購入を対象とする。

(3) 鳥獣捕獲等事業者育成事業

事業主体	補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
法人	<p>地域の鳥獣管理を専門的に担う体制を構築するために必要な下記経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（講師、外部協力者等への謝金） ・旅費（職員、交通費、宿泊費等） ・役務費（切手、郵送料、保険料、振込手数料） ・需要費（消耗品、材料、書籍等の購入費（単 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣捕獲等事業者の認定を受けるために必要な安全管理講習、技能知識講習の開催、受講に係る経費や高度な捕獲技術を有する人材の育成のための講習会の受講に係る経費等を対象とする。

	価 50 千円未満)、各種資料等の印刷費) ・使用料等 (会議室等の賃料、機器レンタル料等) ・負担金 (研修会等への参加費) 【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 300 千円/事業以内の額	
--	--	--

2 アライグマ、ヌートリアを捕獲するためのオリ及び処理設備の購入事業

事業主体	補助対象経費及び補助率	実施基準
市町村 (ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 17 年 4 月 27 日付け法律第 33 号) (以下「外来生物法」という。) 第 18 条第 1 項に基づきアライグマ又はヌートリア防除の確認を受けた市町村に限る。)	オリ及び処理設備購入事業に係る備品購入費又は消耗品費 【補助率及び補助限度額】 購入経費の 1/2 以内で予算の範囲内の額 (オリ) 13 千円/基 (処理設備) 50 千円/基	・処理設備は炭酸ガスによる設備を対象とする。
団体等 (法人、団体)	オリ購入事業に係る備品購入費又は消耗品費 【補助率及び補助限度額】 購入経費の 10/10 以内で予算の範囲内の額 (オリ) 26 千円/基	・法に基づく捕獲又は外来生物法に基づく防除の従事者となる見込みの者が構成員の中に 1 名以上存在し、事業年度内に捕獲を実施できる見込みがあること。

3 有害鳥獣捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

事業主体	補助対象経費及び補助率	実施基準
市町村	市町村職員の狩猟免許 (第一種銃猟)、銃所持許可、猟銃及び保管庫の取得のために必要な経費 (講習会参加費を含む) に係る負担金 【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 500 千円/人	・市町村職員は常勤、非常勤を問わない。 ・猟銃は有害捕獲を目的としたものに限る。 ・本事業により銃猟免許を取得する者は、事業実施年度の翌年度から 3 年間は有害鳥獣捕獲又は個体数調整捕獲の従事者として従事すること。 ・事業実施主体は、本事業により銃猟免許を取得した者の活動状況を、別に定める様式により事業年度の翌年度から 3 年間知事に報告すること。

第 5 事業実施方法

- 事業の実施申請は、第 4 号様式に、事業計画書 (第 1 号の 1~6 様式) を添付して行う。ただし、「アライグマ、ヌートリアを捕獲するためのオリ及び処理設備の購入事業」の事業主体が団体等である場合は、捕獲活動を実施する市町村の同意を得たうえで申請する。
- 知事は、第 1 項の規定による事業計画書を審査し、予算の範囲内において、事業計画認定を行い、第 5 号様式により通知する。

(事業実施申請の提出先)

事業		提出先
1 ニホンジカの捕獲推進事業	(1) わな捕獲を中心とした捕獲体制のモデル事業	農村振興課
	(2) 個体数調整捕獲事業	農村振興課
	(3) 鳥獣捕獲等事業者育成事業	自然環境保全課
2 アライグマ、ヌートリアを捕獲するためのオリ及び処理設備の購入事業		農村振興課
3 有害鳥獣捕獲等に従事する市町村職員の育成事業		農村振興課

第 6 補助金の交付申請

- 補助金の交付申請は、要綱第 4 条に規定により行う。

- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類に定める「要領に定める書類」は次のとおりとする。
 - (1)事業計画書（第1号様式）
 - (2)支払予定経費明細書（第3号様式）
 - (3)個体数調整捕獲を実施する場合は、「個体数調整を目的とした捕獲実施計画書（ニホンジカ）」（第2号様式）
 - (4)団体等にあつては、事業主体の定款、規約、財産目録、構成員名簿その他これらに類するもの
- 3 交付申請の時期は、別に定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、第6号様式により通知する。

第7 事業計画の変更等

- 1 補助事業者は、補助金交付決定通知書を受けた後に、要綱別表第2に掲げる変更、事業の中止又は廃止を行うときは、要綱第5条第4項に規定する承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付の上知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1)補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2)その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるこの要領に定める変更は、次のとおりとする。
 - (1)補助金の額の増額
 - (2)事業内容の変更（軽微な変更を除く。）

第8 事業の着手

事業の着手は、原則として第6第4項の交付決定に基づき行うものとする。ただし、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（第7号様式）を知事に提出するものとする。

第9 事業の周知

- 1 事業実施主体は、事業の実施にあたって、購入した備品、オリ、処理設備、銃器、保管庫等に清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した旨を表示するとともに、事業従事者や銃猟免許等の取得者に対して、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した事業である旨を周知する。
- 2 事業実施主体は、知事の求めに応じ、本事業による活動状況を県主催事業等の場において発表する。

第10 実績報告等

- 1 事業の実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県野生生物保護管理事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1)実績報告書（第8号の1～6様式）
 - (2)支払経費明細書（第9号様式）
 - (3)支出に係る証拠書類（領収書又は支出金調書等の支払金額と支出先が確認できる書類）
- 3 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、第10号様式により通知する。

第11 補助金の交付

補助金の交付は、要綱第9条の規定により行う。

第12 その他

- 1 知事は、事業計画の承認にあたり、申請者に対して必要に応じて、書類等の提出を求め又は現地の調査等を実施することができる。
- 2 知事は、事業実施にあたり、必要と認める場合、申請者に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年度予算に係るものから適用する。

ただし、この要領の適用の日が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 6 号）の施行前である場合には、「第 2(1)②個体数調整捕獲事業」の規定の適用については、この規定中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」と、「管理の目的のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」とあるのは「第 7 条第 2 項第 5 号に掲げる特定鳥獣の数の調整」と、「第 2(3)有害鳥獣捕獲等に従事する市町村職員の育成事業」の規定の適用については、この規定中「管理の目的のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」とあるのは、「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」とする。

別表 2（確認方法）

◆個体数調整捕獲事業（事業参加に対する報償費）

確認方法	備考
市町村長から事前に指示のあった日時、場所で捕獲する場で、捕獲当日に、役場等の集合・解散場所で市町村職員等による点呼等により参加を確認し、出勤簿等に記録する。（様式は任意）	・従事者から、業務中の定時連絡や業務終了後の日報の提出を求めること。 ・狩猟期間中に実施する場合は、許可を受けていない一般の狩猟者がメンバーに入っていないことを確認すること。

◆個体数調整捕獲事業（ニホンジカの捕獲報償費）

確認方法	備考
次のいずれかの方法により確認する。 (1) 市町村職員が捕獲個体そのものを目視により確認したうえで、その旨を記した書面を作成する。 (2) 市町村職員が従事者より「捕獲個体全体と捕獲者が入った日付入りの写真（日付はホワイトボード等に記入し捕獲個体と一緒に撮影すること）」並びに「捕獲個体の尻尾」の提出を受けることにより確認し、その旨を記した書類を作成する。 (3) 市町村が現地の実情に応じて適切に定める捕獲個体が本事業の対象個体となることが確実に確認できる方法により確認し、その旨を記した書面を作成する。	・(1) によることを基本とする。 ・(1)による場合は、狩猟期間中は、捕獲日当日に(1)により市町村職員を目視により確認することを基本とする。 （ただし、捕獲時刻が遅い場合に限り、捕獲連絡を受けた翌日確認を可とする。）また、上記以外であっても、早急に確認を行うこと。